

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	56
契約番号	3農振財契第720号
件名	新豚舎エリア及び新鶏舎エリアにおける防草防草シートの設置委託
履行場所	東京都青梅市新町六丁目7番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
概要	畜舎周辺の維持管理 (詳細は、別紙仕様書のとおり)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において、同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和3年9月27日(月) 午前10時30分 ※時間は変更する場合があります。
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1) 講堂
希望申出期間	令和3年9月6日(月)から9月13日(月)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課青梅畜産センター 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

仕 様 書

1. 件 名 新豚舎エリア及び新鶏舎エリアにおける防草シートの設置委託

2. 契約期間 契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで

3. 履行場所 東京都青梅市新町六丁目7番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎

4. 仕様内容

(1) 設置箇所 (別添図面)

①新鶏舎エリア東側	1,090 m ²
②新豚舎エリア北側豚出荷台付近	400 m ²
③新豚舎エリア南側豚糞集積所付近	3,440 m ²
計	4,930 m ²

(2) 設置内容

①シート素材：ポリプロピレン製不織布

なお、上記素材以外も可とするが、植物の繁茂を抑える遮光性を備え、水はけが良く滑りにくい素材とする。耐用年数は4～6年程度有するものとする。

②設置方法

- ア) 大頭釘(L=20 cm程度)等のピンにて、シートを縦横 50 cm程度の間隔でシートを固定する。その際釘の頭部が飛び出ないように打ち付けること。
- イ) 末端部分は、10 cm以上折り返し、風等でめくり上がらぬようピンで固定する。
- ウ) シートの重ね合わせ部分は、10 cm以上とする。
- エ) 設置したシートの内部に風が入り込まぬよう施すこと、また重ね合わせ部分より雑草等が生えぬよう施すこと。
- オ) 施設管理用マンホール等は、シートで覆うことのないよう設置すること。

(3) 提出書類

作業前・中と作業完了後を撮影した現場写真付きの報告書を、業務完了後速やかに提出すること。

(4) 作業に必要な工具、機器類は受託者が用意すること。

(5) 作業によって発生した廃棄物等は、受託者が責任を持って適正に処理すること。

5. 受託者の責務

(1) 法令順守

受託者は、業務遂行にあたっては、関係法令等を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

作業にあたっては、安全対策を講じること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。また契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

このことは、契約期間満了後においても同様とする。

(3) 損害賠償

受託者が作業中に故意又は過失等により財団及び第三者に損害を与えた場合は受託者によって賠償の責任を負うものとする。

6. 支払方法 業務完了後に提出される完了届に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. 疑義の発生 疑義が発生した時は、財団と協議の上、決定することとする。

8. 防疫に関すること

(1) 新鶏舎エリアと新豚舎エリアは、衛生管理区分が異なるため、資材搬入及び作業は、それぞれ別に行うこと。

(2) 各エリア内への資材搬入は、所定の場所で燻煙消毒又は紫外線殺菌を経ること。
なお、燻煙消毒には1日を要するものとする。

(3) 作業者の入場は、シャワーイン後、当方で準備する作業着に着替えること。

(4) その他作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は、職員の指示に従うこと。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

(1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めると。

(2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

10. 東京都グリーン購入推進方針 別に定めるところによる。

11. 暴力団等排除に関する特約条項 別に定めるところによる。

12. その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

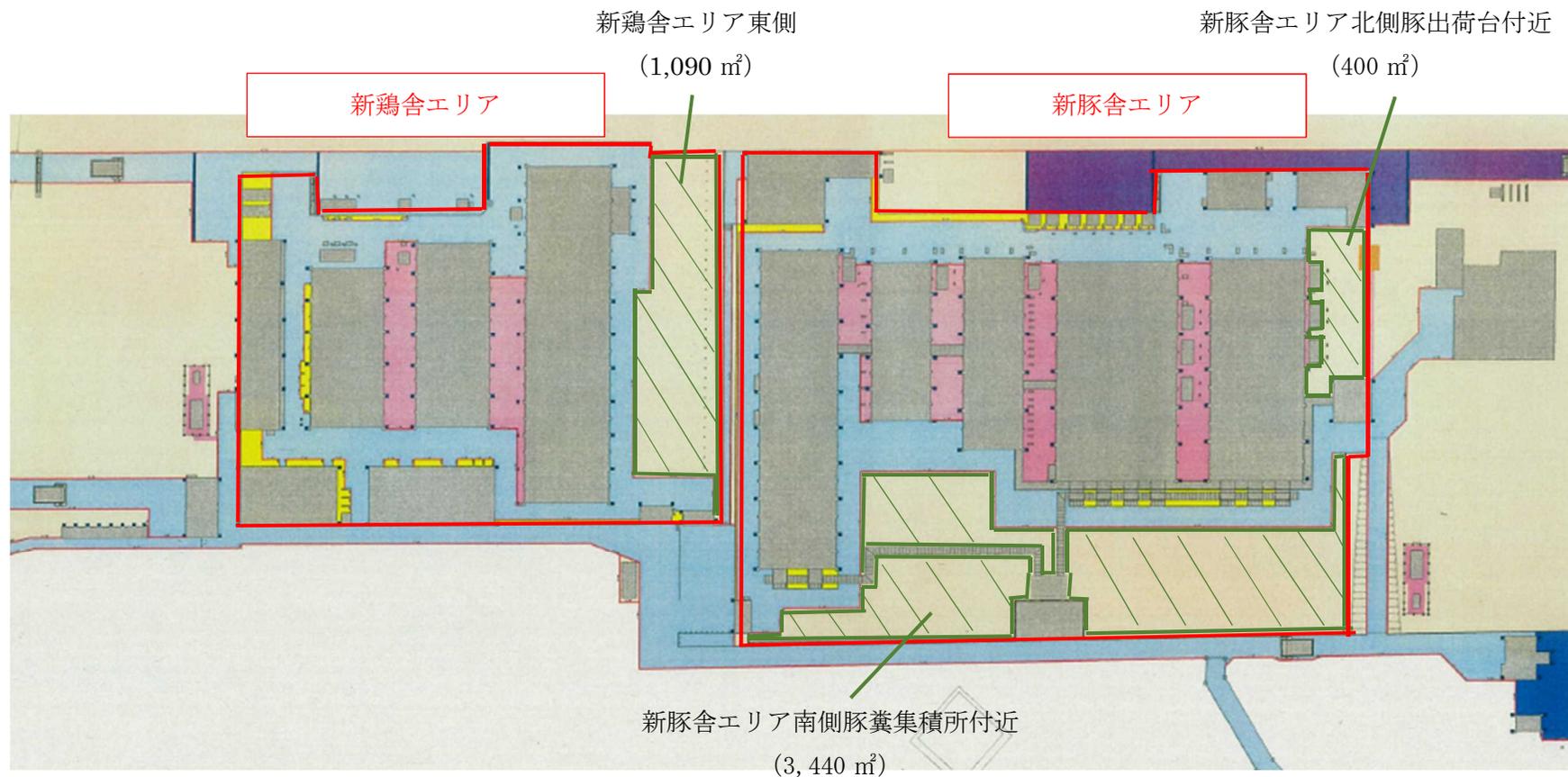
- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 年度途中において、大規模な改修工事等が行われる場合は、別途協議する。

13. 担 当 〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
事業課青梅畜産センター
TEL 0428-31-2171

(図面)



赤線内は衛生管理区域（新鶏舎エリア、新豚舎エリア）



緑斜線内は防草シート設置箇所



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの